

令和3年度第7回国立大学法人旭川医科大学学長選考会議 議事要旨

1. 日 時： 令和3年7月19日（月）9時57分～11時41分
2. 場 所： 本部管理棟2階 第一会議室
3. 参加者： 表 憲章委員，原田 直彦委員，房川 樹芳委員，白井 恵理子委員，
研谷 智委員，三好 暢博委員，西川 祐司委員，松本 成史委員，
奥村 利勝委員，川辺 淳一委員
4. 欠席者： 高野 一夫委員

議事に先立ち，西川議長から，令和4年4月施行の改正国立大学法人法により，来年度以降は，「理事は教育研究評議会において選出された者のみが同会議の委員となること」こととなるため，前回の本会議において選出された高野委員の任期は，令和4年3月31日までとなる旨報告があった。

議題1. 学長候補者推薦基準について

西川議長から，学長候補者推薦基準の見直しについて発議があり，審議の結果，次回の本会議において継続して審議することとした。

議題2. 学長の任期等について

西川議長から，学長の任期等について現行のままで良いかどうか検討願いたいとの発議があり，意見交換の結果，以下のとおり確認した。

- ・ 「学長の任期は4年とし，再任を妨げない。ただし，再任された場合の任期は，2年とし，引き続き6年を超えることはできない。」とする。
- ・ 学長が辞任又は欠員となった場合の後任の学長の任期については，「文部科学大臣が新学長を任命した日から，3年を経過した日以後における最初の6月30日までを任期とすることとし，再任された場合の任期は2年」とする。
- ・ 「意向聴取実施の有無」及び「推薦資格者・意向聴取対象者の範囲」については現行のままとする。
- ・ 今後，学長の任期や再任回数の上限等を変更しようとする時は，本会議のみで決める形ではなく，学内の意見も取り入れるべきではないかとの意見が出され，引き続き検討することとした。

なお，西川議長から，本日の意見交換を踏まえ，次回の本会議において国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の改正案を諮りたい旨の付言があった。

議題3. 学長選考に係るスケジュールについて

西川議長から，学長候補者選考に係る日程について発議があり，審議の結果，原案のとおり了承された。

報告事項1. 学長の解任申出に関する件について

西川議長から，学長の解任申出に係る文部科学省からの質問に対し，資料のとおり回答したこ

との報告があった。

以上